

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷野田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北葛飾郡松伏町大字田島六一 五番一地从先から同郡同町大字 田島六三番三地从先まで		区 間
二九・〇一 三七・〇〇	二九・〇一 二九・〇一	敷地の幅員 (メートル)
二六・三五		延 長 (メートル)
令和二年八月十四日付け 埼玉県越谷県土整備事務 所長告示第十号で告示し た道路予定区域の変更で ある。		備 考